

## なごやめしきっぷデジタルお食事券利用規約（ユーザー規約）

### 第1条（総則）

本規約は、名古屋市交通局（以下「当局」といいます。）が発行する「なごやめしきっぷデジタルお食事券」について、当局が提供し、東邦ガス株式会社（以下、「受託者」といいます。）が運営を受託するサービス（以下「本サービス」といいます。）につき、その利用にあたって適用される利用条件及び本サービスを利用する者と当局及び受託者との間の権利義務関係について定めるものです。本サービスを利用する場合、本規約の内容を十分に理解し、本規約にご同意いただいた上で、なごやめしきっぷデジタルお食事券アカウント（第2条第4号に定義する。）を開設し、本サービスをご利用いただくものとします。

### 第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。なお、本規約内で別途定義される場合があります。

- (1)「加盟店」とは、なごやめしきっぷデジタルお食事券による決済を受け入れる、当局との間で当局所定の加盟店契約を締結している者をいいます。
- (2)「加盟店店舗」とは、加盟店が運営する店舗であって、加盟店が当局に届け出て当局の承認を得たものをいいます。
- (3)「なごやめしきっぷデジタルお食事券アカウント」とは、当局所定の手続を経て開設される、本サービスにおいてアカウント保有者毎に割り当てられた固有のアカウントをいいます。
- (4)「アカウント保有者」とは、本規約に基づき、なごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントの開設が完了した者をいいます。
- (5)「なごやめしきっぷデジタルお食事券」とは、当局が発行する、アカウント保有者のなごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントにおいて保有され、アカウント保有者が加盟店で対象商品等の代金等の決済のために使用することができる有効期限が2027年2月28日と定められた電子マネーをいいます。なお、なごやめしきっぷデジタルお食事券の1単位は、1円に相当します。
- (6)「対象商品等」とは、加盟店店舗において販売される商品及び提供されるサービス等のうち、なごやめしきっぷデジタルお食事券による決済が認められたものをいいます。

### 第3条（本サービスの利用条件等）

1. 本サービスは、日本の通信キャリア又はWi-Fiが利用でき、コミュニケーションアプリである「LINE」（以下「LINE」といいます。）をインストールした端末又は「Googleアカウント」を保有する者が所有する端末向けのサービスです。これ以外の端末でのご利

- 用は原則としてできません。なお、本サービスをご利用できない機種端末もあります。
2. 本サービスにおいて、なごやめしきっぷデジタルお食事券アカウント保有者が登録する情報は、すべて真正かつ正確な情報でなくてはなりません。また、登録された情報に変更があった場合、アカウント保有者は、第 29 条に従い、速やかにこれを変更後の内容に修正しなければなりません。
  3. 本サービスに関する一切の権利は、アカウント保有者に一身専属的に帰属します。アカウント保有者は、これらの権利を第三者に譲渡、貸与又は相続させることはできません。
  4. 本サービスは、日本国内向けのサービスです。日本国以外ではご利用いただけません。

#### 第 4 条（なごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントの開設等）

1. 本サービスを利用しようとする者（以下「申請者」といいます。）は、当局所定の方法により、本規約に同意の上、なごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントの開設を申請するものとします。なお、一人が同時に複数のなごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントを保有することはできないものとします。
2. 未成年者がなごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントを開設するためには、なごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントを開設すること及び本規約に従って本サービスを利用し、なごやめしきっぷデジタルお食事券の購入その他一切の処分行為を行うことについて、事前に親権者の包括的な同意を得るものとします。当該未成年者は、当局から親権者に対し、同意の確認の連絡をする場合があることにあらかじめ同意するものとします。
3. 当局は、第 1 項の申請に基づいて申請者の審査を行い、なごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントの開設を承認する場合、当局所定の方法により、当該申請者をアカウント保有者と認める旨を当該申請者に通知します。当該通知を行った時点で、本サービスを提供するための当局システム（第 18 条に定義します。以下同じ。）になごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントが開設され、アカウント保有者は、本サービスを本規約に従って利用することができます。
4. 当局は、当局の裁量により、なごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントの開設を承認しないことができます。この場合、当局は、申請者に対し不承認の理由の説明その他何らの義務及び責任を負いません。
5. 第 3 項に基づきアカウント保有者となった者は、なごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントの開設の際に入力した情報（LINE 又は Google アカウントに登録した情報を含みます。以下同じ。）を厳格に管理し、第三者その他のアカウントにアクセスする正当な権限を有さない者にこれを利用させてはならず、かつ、その盗用その他の不正利用を防止する措置を自らの責任において行うものとします。
6. 当局が受信したログイン情報につき当局所定の照合を行い、正しいものと確認して取り扱った場合、当該確認後ログアウトまでの一連の通信はすべてアカウント保有者として

正当な権限を有する者により行われたものとみなし、当局は、不正利用その他の事故等により生じた損害について、第 28 条を除き責任を負わないものとします。また、アカウント情報が不正利用されたことにより当局に損害が生じた場合、当該アカウントを保有するアカウント保有者は、当該損害を賠償するものとします。

#### 第 5 条（なごやめしきっぷデジタルお食事券の付与）

1. アカウント保有者は、当局所定の方法により、なごやめしきっぷデジタルお食事券の付与を受けることができます。
2. アカウント保有者は、付与手続の完了後、なごやめしきっぷデジタルお食事券の付与を取り消すことはできません。

#### 第 6 条（なごやめしきっぷデジタルお食事券による決済）

1. アカウント保有者は、加盟店における対象商品等の代金等の決済をするときになごやめしきっぷデジタルお食事券での決済を希望する場合、当局所定の方法により、1 単位を 1 円としてなごやめしきっぷデジタルお食事券アプリによる支払い機能により、なごやめしきっぷデジタルお食事券を当該代金等の決済に利用することができます。
2. 前項の規定に従って決済操作のなされた対象商品等の代金等の金額が、決済を行うアカウント保有者のなごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントに記録されたなごやめしきっぷデジタルお食事券の残高の範囲内である場合、当局は、当該残高から対象商品等の代金等に相当する額のなごやめしきっぷデジタルお食事券を減算します。当該減算がなされ、かつ、当該減算相当額が加盟店に計上された時点で、アカウント保有者は、加盟店に対する対象商品等の代金等の支払義務を免れるものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、第 1 項に基づきなごやめしきっぷデジタルお食事券による決済が指定された場合において、対象商品等の代金等に相当する額がなごやめしきっぷデジタルお食事券の残高を超過するとき（以下その差額を「超過金額」といいます。）、アカウント保有者は、超過金額を現金その他の方法で加盟店に対して支払うものとします。
4. 当局は、アカウント保有者と加盟店との間の対象商品等又はその他一切の取引について、当事者、代理人、仲介人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関し、いかなる法的責任も負わないものとします。なごやめしきっぷデジタルお食事券を利用した取引に債務不履行、返品、瑕疵その他の事由に基づく問題が生じた場合であっても、当局はなごやめしきっぷデジタルお食事券の返還を行う義務を負わず、アカウント保有者と加盟店との間で解決するものとします。
5. 前項の定めにかかわらず、アカウント保有者と加盟店との間の対象商品等の取引が当局所定の方法によって取消又は解除された場合、当局は、当局の裁量により、当該アカウント保有者のなごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントに、第 2 項に基づき減算したなごやめしきっぷデジタルお食事券を返還することがあります。

#### 第7条（なごやめしきっぷデジタルお食事券の譲渡禁止）

なごやめしきっぷデジタルお食事券は、第三者（他のアカウント保有者を含みますが、これに限りません。）に対して、有償無償を問わず、譲渡することはできません。

#### 第8条（なごやめしきっぷデジタルお食事券の残高確認方法）

1. アカウント保有者は、本サービス内の残高確認画面（以下「残高確認画面」といいます。）において、なごやめしきっぷデジタルお食事券の残高を確認することができます。
2. システムの不備その他の理由により、アカウント保有者が使用したなごやめしきっぷデジタルお食事券が即時にその保有残高から引き落とされない結果、残高確認画面において表示されるなごやめしきっぷデジタルお食事券の残高と当該アカウント保有者の実際の保有残高が異なることがあります。

#### 第9条（なごやめしきっぷデジタルお食事券の払戻等）

1. なごやめしきっぷデジタルお食事券の払戻や換金は、以下の各号に規定する場合を除き、アカウント保有者が、当局所定の方法によりなごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントを閉鎖した場合であってもできません。
  - (1) 法令等に基づき当局が払戻を実施することが相当であると当局が認めた場合
  - (2) やむを得ない事情により、アカウント保有者が、なごやめしきっぷデジタルお食事券を加盟店において第11条第1項に規定する有効期限の範囲内で継続的に利用することが著しく困難になったと当局が認めた場合
2. 前項の定めにかかわらず、当局が経済情勢の変化、法令の改廃その他当局の都合によりなごやめしきっぷデジタルお食事券の取扱いを全面的に廃止した場合には、法令の手續に従い、なごやめしきっぷデジタルお食事券の残高の払戻を行うものとします。
3. 第1項第2号に基づいてなごやめしきっぷデジタルお食事券の払戻が行われる場合、アカウント保有者は、当該払戻額の10%に200円を加算した金額及びこれに対する消費税を払戻手数料として当局所定の方法により支払うものとします。ただし、アカウント保有者のなごやめしきっぷデジタルお食事券アカウント残高が払戻手数料の金額に満たない場合は、第1項の払戻を受けることができないものとします。
4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、加盟店ではなごやめしきっぷデジタルお食事券の払戻を受けることはできません。

#### 第10条（取引制限）

当局は、本規約に違反することとなるようななごやめしきっぷデジタルお食事券を利用した取引について制限、停止及び取消をすることができるものとします。

#### 第 11 条 (なごやめしきっぷデジタルお食事券の有効期限)

なごやめしきっぷデジタルお食事券の有効期限は、2027 年 2 月 28 日 (以下「有効期限日」といいます) とし、有効期限を過ぎた未使用のなごやめしきっぷデジタルお食事券は、2027 年 3 月 1 日午前 0 時をもって失効するものとします。失効後に利用し又は払戻を受けることはできません。

#### 第 12 条 (アカウント保有者による退会)

1. アカウント保有者は、本規約に定める条件及び当局所定の方法により、自らのなごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントを閉鎖すること (以下「退会」といい、閉鎖されるなごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントを「閉鎖アカウント」といいます。) ができます。
2. 前項に基づく退会と同時に、当該アカウント保有者は本サービスを利用することができなくなるものとします。かかる場合、当局は、当該アカウント保有者のアカウントに関するデータを削除することができるものとします。
3. 閉鎖アカウントになごやめしきっぷデジタルお食事券が残っている場合、当該なごやめしきっぷデジタルお食事券は、第 14 条第 2 項に従って取り扱われるものとします。ただし、当局がこれと異なる取扱いを行うことを指定した場合は、当局の別途指定する方法に従って、取り扱われるものとします。
4. アカウント保有者は、第 1 項に基づく退会後においても、退会時点で当局又はその他の第三者に対して本規約に基づき負担する一切の義務及び債務 (損害賠償支払債務を含みますが、これに限られません。) を免れないものとします。
5. 当局は、第 1 項に基づく退会により当該アカウント保有者及びその他の第三者に生じた損害につき、当局の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。
6. アカウント保有者が、第 1 項に基づく退会后、再度なごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントの開設を希望する場合は、再度本規約に従って、新しいなごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントを開設しなければならないものとします。アカウント保有者が新しいなごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントを開設した場合においても、アカウント保有者は、当該アカウント保有者が退会前に利用できた取引履歴等の情報及び当該アカウント保有者が保有していた本サービスに関する又は本サービスに関連して保有する一切の権利 (なごやめしきっぷデジタルお食事券を含みますが、これに限られません。) が新しいなごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントに引き継がれないことを了承するものとします。

#### 第 13 条 (アカウント保有者としての遵守事項)

アカウント保有者は、以下の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行っては

ならないものとします。

- (1) 法令又は本規約及び本規約に付随して制定される特約ガイドライン、マニュアル等（以下総称して「本規約等」という。）に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 当局又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、肖像権、名誉、プライバシーその他の権利を侵害する行為
- (4) アカウント保有者による本サービスの利用に関連して、アカウント保有者自らが又は当局が法令上に基づく監督官庁等への届出、許認可等を要する行為
- (5) 当局又は当局の提供する商品若しくはサービスの社会的評価を低下させる行為
- (6) 本サービスの正常な提供又は運営を妨げる行為
- (7) 不正アクセス、有害なコンピュータプログラム等の送信、その他当局システムの正常な運用を妨げる行為
- (8) 他の人物又は企業その他の団体を名乗る行為
- (9) 他人のなごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントを利用して本サービスを利用する行為
- (10) 商業用の広告、宣伝を目的とした行為
- (11) 当局ウェブサイトにおいて、当局又は本サービスの信用を害するようなウェブサイトその他当局がその裁量により不適切と判断するウェブサイトへのリンクを貼る行為
- (12) 選挙運動に関するあらゆる行為
- (13) マネーローンダリング目的でなごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントを保有し、又はなごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントをマネーローンダリングに利用する行為その他のマネーローンダリングに関するあらゆる行為
- (14) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為
- (15) 宗教活動又は宗教団体への勧誘行為
- (16) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示又は提供する行為
- (17) 第 18 条に定める受託者システムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、受託者システムの不具合を意図的に利用する行為、その他当局による電子マネー事業の運営又は他のアカウント保有者によるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為
- (18) 本サービスを提供する目的から逸脱した行為
- (19) 本サービスの利用を行わないよう誘因する行為
- (20) 不正な方法によりなごやめしきっぷデジタルお食事券を取得し、又は不正な方法で取得されたなごやめしきっぷデジタルお食事券であることを知って利用する行為

- (21) なごやめしきっぷデジタルお食事券アカウント又はなごやめしきっぷデジタルお食事券を偽造若しくは変造し、又は偽造若しくは変造されたなごやめしきっぷデジタルお食事券であることを知って利用する行為
- (22) なごやめしきっぷデジタルお食事券を当局所定の方法以外の方法で、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為
- (23) なごやめしきっぷデジタルお食事券の譲渡を受ける行為
- (24) 上記のいずれかに該当する行為を援助又は助長する行為
- (25) 前各号に準じて不適切な行為

#### 第 14 条（本サービスの利用停止等）

1. 当局は、アカウント保有者が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしにアカウント保有者による本サービスの全部又は一部の利用を停止することができ、又はアカウント保有者のなごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントを閉鎖し、本サービスを利用する資格を取り消すことができるものとします。この場合、当局は、その理由を説明する義務を負わないものとします。
  - (1) 法令又は本規約に違反したとき
  - (2) アカウント保有者が登録した情報が虚偽の情報であるとき
  - (3) アカウント保有者の登録した情報が既存の登録と重複しているとき
  - (4) パスワードの入力に関して当局が判断する一定回数以上の入力ミスがあったとき
  - (5) 当局所定の一定期間内に一定回数以上のログインがなかったとき
  - (6) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき
  - (7) 差押、仮差押その他の強制執行、強制競売又は滞納処分の申立てを受けたとき
  - (8) 破産又は民事再生の申立てがあったとき
  - (9) 本規約に基づく当局からアカウント保有者への本人確認の求めに対して、当該アカウント保有者が当局の指定した期限又は合理的な期間が経過するまでに応じなかったとき
  - (10) 理由の如何を問わず、アカウント保有者の LINE アカウント又は Google アカウントが閉鎖されたとき
  - (11) 前各号に準じて、アカウント保有者との取引継続を困難とする相当の事由が生じたとき
2. 前項に基づきなごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントが閉鎖された場合、第 12 条に定める退会の場合その他のアカウント保有者による本サービスの利用が終了した場合、当該終了時点又は当局が別途定めた場合には当該時点で、なごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントに残っているなごやめしきっぷデジタルお食事券に関連してアカウント保有者が保有する一切の権利は自動的に失われるものとします。かかる場合、当局は、アカウント保有者が閉鎖時点で保有している、なごやめしきっぷデジタルお食

事券アカウントに残っているなごやめしきっぷデジタルお食事券、その他の本サービスに関連してアカウント保有者が保有する一切の権利について、一切の補償又は返還等を行う義務を負わないものとします。

3. アカウント保有者が第1項各号（第4号及び第5号を除きます。）の事由のいずれかに該当した場合には、アカウント保有者は、当局に対する一切の債務につき当然に期限の利益を失うものとします。
4. 当局は、アカウント保有者につき第1項各号に定める事由が生じた可能性があると認められた場合、違法行為への関与が疑われる場合その他当局が必要と認める場合には、当該アカウント保有者が関与する取引の停止又は解除その他の措置をとることができるものとします。
5. 本条に定める措置は、当局のアカウント保有者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
6. 当局は、本条に定める措置によりアカウント保有者に生じた損害につき、当局の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わず、利息その他名目を問わず追加の金銭を支払わないものとします。

#### 第15条（反社会的勢力に関する表明等）

1. アカウント保有者は、自らが現在、次の各号に規定する者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団といいます。）
  - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員といいます。）
  - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (4) 暴力団準構成員
  - (5) 暴力団関係企業
  - (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
  - (7) 前各号に定める者と密接な関わり（前各号に定める者がその経営を支配し又は経営に実質的に関与していると認められる関係、不当に前各号に定める者を利用していると認められる関係、資金その他の便益提供行為をしているとの認められる関係、その役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を含みますが、これらに限りません。）を有する者
  - (8) その他前各号に準じる者
2. アカウント保有者は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。）をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当局の信用を毀損し、又は当局の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準じる行為
3. 当局は、アカウント保有者が第1項の表明保証に関して虚偽の申告をなし、又は前各項の確約に違反したと判断した場合は、アカウント保有者に何らの催告なく当局のサービス利用を停止し、本サービスを利用する資格を取り消すことができるものとします。
  4. 前条第3項及び第4項の規定は、前項の措置にも準用するものとします。

#### 第18条（受託者システム）

当局および受託者は、本サービスを提供するための受託者のシステム（以下「受託者システム」といいます。）を構成するハードウェア、ソフトウェア及びデータベース、並びに受託者システムにより表示されるWebサイト及びアプリケーション画面その他の画面等について、当局および受託者の裁量により自由にその仕様を変更することができるものとします。

#### 第19条（本サービスの一時停止等）

1. 当局および受託者は、本サービスの運営又は受託者システムの保守運用上の必要が生じた場合、システムに負荷が集中した場合、サービスの運営に支障が生じると当局および受託者が判断した場合、アカウント保有者のセキュリティを確保する必要があると判断した場合その他当局の裁量により必要であると判断した場合には、アカウント保有者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一定期間停止することができるものとします。この場合、アカウント保有者に損害が生じたときであっても、当局は、当局の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。
2. 天災地変、戦争、内乱、法令（日本及び日本以外の国又は地域の制定するものを含みます。以下同じ。）の改廃・制定、公権力の処分、経済情勢の著しい変動その他不可抗力により、本サービスの履行不能又は遅延が生じたときであっても、当局は一切責任を負わないものとします。

#### 第20条（本サービスの終了）

1. 本サービスは有効期限日に終了するものとし、アカウント保有者は、サービス終了前に利用できた取引履歴等の情報及び当該アカウント保有者が保有していた本サービスに関する又は本サービスに関連して保有する一切の権利（なごやめしきっぷデジタルお食

事券を含みますが、これに限られません。)を、有効期限日をもって喪失するものとします。

2. 当局は、当局の裁量により、アカウント保有者への事前通知をすることなく、いつでも本サービスの全部又は一部を終了及び変更することができるものとします。
3. 当局は、前二項に定める本サービスの終了及び変更による損害について、当局の責めに帰すべき事由がある場合を除き、アカウント保有者及び第三者に対して責任を負わないものとします。

#### 第 21 条 (本規約等の変更)

1. 当局は、経済状況の変動、法令改正その他の事情により本規約等を変更する必要がある場合には、本規約等をいつでも変更することができるものとします。
2. 当局は、本規約等を変更する場合は、予め変更後の本規約等の内容及びその効力発生日を、アカウント保有者への通知、当局のウェブサイトにおける表示その他適切な方法により周知するものとし、この周知が行われ、効力発生日が到来した場合には、本規約等の内容は、変更後の本規約等によります。
3. 本規約等の変更の効力が生じた後、アカウント保有者が本サービスを利用した場合、変更後の本規約等に同意したものとみなし、変更後の本規約等が適用されるものとします。

#### 第 22 条 (アカウント保有者間の紛争)

1. 当局が別途明示的に定めた場合を除き、当局は、アカウント保有者が本サービスを利用して行うアカウント保有者同士の紛争に関し、当事者、代理人又は仲立人とならないものとします。
2. 当局が別途明示的に定めた場合及び当局に責めがある場合を除き、アカウント保有者は、アカウント保有者間で紛争が生じた場合には、すべてアカウント保有者の責任と負担において解決するものとします。また、当該紛争に関して当局が対応費用等（弁護士費用を含みますが、これに限られません。）の支出を余儀なくされた場合、アカウント保有者はその全額を当局に支払うものとします。

#### 第 23 条 (知的財産権)

1. 本サービスに関するコンテンツにおいて使用されるシステムプログラム、デザイン及び文章等の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権その他一切の権利は、当局、受託者又は受託者に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。
2. アカウント保有者は、本サービスに関するコンテンツを当局に無断で複製、編集、改変、掲載、転載、公衆送信、上映、展示、提供、販売、譲渡、貸与、翻訳、翻案、二次利用等してはならないものとします。
3. アカウント保有者が前項に反する行為によって被った損害については、当局は、責任を

負わないものとします。また、アカウント保有者がこれらの行為によって利益を得た場合、当局は、アカウント保有者に対し、その利益相当額を請求できる権利を有するものとします。

#### 第 24 条（個人情報の取り扱い）

1. アカウント保有者は、当局が本条及び次条並びに当局のウェブサイトに掲載する「個人情報の取扱いについて」の定めるところに従って、アカウント保有者の個人情報を収集し、利用することに同意するものとします。
2. 当局は、アカウント保有者の個人情報を機密として取り扱い、適切に管理するものとします。
3. 当局は、次のいずれかの場合を除き、アカウント保有者の個人情報を第三者に提供しないものとします。
  - (1) 次項に定める場合その他アカウント保有者の同意を得た場合
  - (2) 法令等により開示を求められた場合
  - (3) 業務上必要な範囲内で、業務を委託した第三者（受託者を含む）へ提供する場合
  - (4) 個人を識別できない統計情報などに加工して利用する場合
4. 当局は、アカウント保有者の個人情報について、本サービスの利用終了後も、利用目的の達成に必要な範囲内で保有するものとし、その保存期間は、関係法令及び名古屋市情報あんしん条例施行規程等に基づく行政文書の保存期間に従うものとします。なお、保存期間経過後又は利用目的達成後において不要となった個人情報は、遅滞なく適切に消去又は匿名化します。

#### 第 25 条（個人情報の利用目的）

当局は、アカウント保有者の個人情報を以下の目的に利用するものとします。

- (1) 本サービスに関連する当局の事業の運営、改善等に必要な業務
- (2) 本サービスの提供に必要な業務
- (3) 本サービスの充実及び円滑な提供・運営に必要な業務
- (4) 本サービスの履行、アフターサービス、本サービスの利用状況等の調査・データ集積・分析・改善・開発、研究開発、及びアンケートの実施等
- (5) 取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報の分析を通じた、趣味・嗜好に応じた本サービス、新商品若しくは新サービスの開発
- (6) 統計データの作成及び利用（第三者への提供を含みます。）
- (7) 上記に付帯する事業並びに関連する業務の実施
- (8) 当局のウェブサイトに掲載する「個人情報の取扱いについて」において定める利用目的

#### 第 26 条（インターネット接続環境）

1. 本サービスの利用には、インターネットに接続する必要があり、アカウント保有者の費用と責任において、本サービスを利用するために必要となる通信回線・機器・ソフトウェアその他一切の手段を用意するものとします。
2. 当局は、前項の機器等の準備、設置、操作に関し、一切保証又は関与せず、アカウント保有者に対するサポートも行いません。また、当局は、本サービスがあらゆる機器等に適合することを保証するものではありません。
3. アカウント保有者は、本サービスを利用する過程で、種々のネットワークを経由することがあることを理解し、接続しているネットワークや機器の種類等によっては、それらに接続したり、それらを通すために、データや信号等の内容が変更されたりする可能性があることを理解した上で、本サービスを利用するものとします。
4. アカウント保有者がインターネット回線を通じて行う本サービスへの入力、アカウントの閉鎖その他の手続は、当局のサーバーに当該手続に関するデータが送信され、当局のシステムに当該手続の内容が反映された時点をもって有効に成立するものとします。

#### 第 27 条（端末の盗難・紛失等）

アカウント保有者が本サービスの利用のために使用するスマートフォン等の端末の盗難・紛失があった場合、アカウント保有者のアカウント情報が詐取・漏洩にあった場合、その他本サービスの不正利用の可能性が生じた場合、アカウント保有者は、直ちに当局所定の本サービス利用停止手続を行うものとします。

#### 第 28 条（損害賠償）

1. アカウント保有者が本規約に違反した場合、故意過失を問わず、当該アカウント保有者は、当該違反により損害を受けた他のアカウント保有者、加盟店及び第三者に対する損害賠償責任を含む、一切の責任を負うものとします。また、アカウント保有者がかかる違反行為を行ったことにより、当局が損害を被った場合には、当事者は、連帯して当該損害を賠償するものとします。
2. 当局は、当局による本サービスの提供の停止、終了又は変更、なごやめしきっぷデジタルお食事券アカウントの閉鎖、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障、アカウント保有者が本サービスの利用のために使用するスマートフォン等の端末の盗難・紛失、アカウント保有者のアカウント情報の詐取・漏洩等、その他本サービスに関連してアカウント保有者が被った損害につき、当局の責めに帰すべき事由がある場合を除き、賠償する責任を負わないものとします。
3. 当局の過失（重過失を除きます。）による債務不履行又は不法行為によりアカウント保有者に損害が生じた場合、当局は、現実に発生した直接かつ通常の損害に限り責任を負い、その賠償額は、本サービスに関連して過去 1 年間にアカウント保有者が保有したな

ごやめしきっぷデジタルお食事券の総額を上限とします。

#### 第 29 条（登録事項の変更）

1. アカウント保有者は、当局所定の登録事項に変更があったときは、当局所定の手続により、当局に通知するものとします。
2. 前項の登録事項に変更があったにもかかわらず、アカウント保有者が当局に対して通知していない場合、当局は、登録事項に変更がないものとして取り扱うことができるものとします。
3. アカウント保有者が第 1 項の通知を行わなかったことにより生じた損害については、当局は一切責任を負わないものとします。

#### 第 30 条（当局による委託）

1. アカウント保有者は、当局が受託者に対して、本サービスの運営の全部を委託すること及び、当局がアカウント保有者に対して行う通知その他の行為は、全て受託者を通じて行うことに同意するものとします。
2. アカウント保有者が、当局に対して問合せその他の行為をする場合は、全て受託者を通じて行うものとします。

#### 第 31 条（通知）

1. 本サービスに関する当局および受託者からアカウント保有者への通知・連絡は、当局が運営するウェブサイト又はアプリケーション内の適宜の場所への掲示その他当局が適当と判断する方法により行うものとします。当局および受託者は、個々のアカウント保有者に通知及び連絡をする必要があると判断した際、アカウント保有者情報の電子メールアドレスへの電子メール又はアプリケーションのメッセージング機能等を用いて通知及び連絡を行うことがあります。
2. 当局および受託者からの通知及び連絡が不着であったり遅延したりといったことによって生じる損害について、当局は、当局の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。
3. アカウント保有者が当局又は受託者に通知、連絡又は問い合わせをする必要が生じた場合、所定のお問い合わせ先へ連絡するものとします。当局および受託者は、かかる連絡又は問い合わせがあった場合、当局および受託者所定の方法により、アカウント保有者の本人確認を行うことができるものとします。また、問い合わせに対する回答方法に関しては、当局および受託者が適切と考える回答方法を利用することができるものとし、その回答方法をアカウント保有者等が決めることはできないものとします。

#### 第 32 条（契約上の地位の譲渡等）

アカウント保有者は、当局の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、貸与その他の処分をすることはできないものとします。

#### 第 33 条（分離可能性）

本規約等のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。当局及びアカウント保有者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために本規約等を必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

#### 第 34 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本規約等の準拠法は、日本法とします。
2. 本規約等又は本サービスに関する紛争については、訴額に応じて名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 35 条（協議解決）

本規約等に定めのない事項又は解釈につき疑義が生じた場合は、当局と利用者は誠意をもって協議の上、解決するものとします。

#### 【附則】

1. 施行日 本規約は、2026 年 7 月 1 日から施行します。